

# 公 告

## 八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定 (球磨川工事部門)

次のとおり公告します。

令和7年1月31日

国土交通省九州地方整備局  
八代河川国道事務所長 飯島 直己

### 1. 基本協定の概要等

#### (1) 基本協定の目的

本協定は、八代河川国道事務所が管理する直轄区間において、堤防決壊等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

#### (2) 基本協定区間

基本協定締結の巡視及び応急対策工事区間は表－1のとおりであり、12区間それぞれに各々の業者と基本協定を締結するものとする。

協定の工事区間において諸般の事由から他の区間等へ応急対策を要請する場合がある。

なお、緊急時の災害の拡大防止と被害施設等の早期復旧に期することを目的とした当事務所保有の緊急内水対策車及び災害対策用機械機器等についての運用は、各出張所管内の全区間とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長又は災害等支援本部長（九州地方整備局長）等から応援依頼があった場合は、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）において発生した災害等の応急対策を要請する場合がある。

(表－１) 基本協定区間

| 番号 | 区間名  | 基本協定締結区間 |          |                                    |                                        | 距 離                                    | 運用範囲           |                                  |                             |
|----|------|----------|----------|------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------|----------------------------------|-----------------------------|
|    |      |          |          |                                    |                                        |                                        | 災害対策用<br>機械機器等 | 緊急内水<br>対策車                      |                             |
| 1  | 八代－１ | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 0k000 ～ 6k000<br>0k000 ～ 5k300     | 八代市鼠蔵町から球磨川堰付近まで<br>八代市水島町から夕葉橋まで      | 6.000<br>5.300                         | 八代出張所管内        |                                  |                             |
| 2  | 八代－２ | 前川       | 右岸<br>左岸 | 0k600 ～ 5k130<br>0k800 ～ 5k100     | 八代市新開町から球磨川分派地点まで<br>八代市中北町から球磨川分派地点まで | 4.530<br>4.300                         |                |                                  |                             |
|    |      |          | 南川       | 右岸<br>左岸                           | 0k800 ～ 2k970<br>0k310 ～ 2k880         | 八代市中北町から球磨川分派地点まで<br>八代市北原町から球磨川分派地点まで |                | 2.170<br>2.570                   |                             |
|    |      | 3        |          | 八代－３                               | 球磨川                                    | 右岸<br>左岸                               |                | 6k000 ～ 13k300<br>5k300 ～ 13k300 | 球磨川堰付近から深水橋まで<br>夕葉橋から深水橋まで |
|    |      | 4        | 八代－４     | 球磨川                                | 右岸<br>左岸                               | 13k300 ～ 21k100<br>13k300 ～ 21k100     |                | 深水橋から葉木橋まで<br>深水橋から葉木橋まで         | 7.800<br>7.800              |
| 5  | 八代－５ | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 21k100 ～ 28k900<br>21k100 ～ 28k900 | 葉木橋から瀬戸石ダムまで<br>葉木橋から瀬戸石ダムまで           | 7.800<br>7.800                         |                |                                  |                             |
| 6  | 八代－６ | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | －<br>28k900 ～ 40k000               | －<br>瀬戸石ダムから大野大橋まで                     | －<br>11.100                            |                |                                  |                             |
| 7  | 八代－７ | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 28k900 ～ 40k000<br>－               | 瀬戸石ダムから大野大橋まで<br>－                     | 11.100<br>－                            |                |                                  |                             |
| 8  | 人吉－１ | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 40k000 ～ 48k200<br>40k000 ～ 48k200 | 大野大橋から球磨橋まで<br>大野大橋から球磨橋まで             | 8.200<br>8.200                         |                | 人吉出張所管内                          |                             |
| 9  | 人吉－２ | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 48k200 ～ 59k400<br>48k200 ～ 59k400 | 球磨橋から西瀬橋まで<br>球磨橋から西瀬橋まで               | 11.200<br>11.200                       |                |                                  |                             |
|    |      |          | 万江川      | 左右岸                                | 0k000 ～ 0k850                          | 球磨川合流地点から万江川橋まで                        | 1.700          |                                  |                             |
| 10 | 人吉－３ | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 59k400 ～ 69k600<br>59k400 ～ 69k600 | 西瀬橋から錦大橋まで<br>西瀬橋から錦大橋まで               | 10.200<br>10.200                       |                |                                  |                             |
|    |      |          | 川辺川      | 左右岸                                | 0k000 ～ 2k380                          | 球磨川合流地点から柳瀬橋まで                         | 4.760          |                                  |                             |
| 11 | 人吉－４ | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 69k600 ～ 80k000<br>69k600 ～ 80k000 | 錦大橋から中島橋まで<br>錦大橋から中島橋まで               | 10.400<br>10.400                       |                |                                  |                             |
| 12 | 人吉－５ | 球磨川      | 右岸<br>左岸 | 80k000 ～ 91k800<br>80k000 ～ 91k800 | 中島橋付近から幸野ダム直下流まで<br>中島橋付近から幸野ダム直下流まで   | 11.800<br>11.800                       |                |                                  |                             |

(３) 協定期間 令和７年４月１日 ～ 令和８年３月３１日

(４) 本協定締結業者の選定については、提出された災害時等における河川巡視及び応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及びそれらに関し確認が必要な場合においては、資機材保有状況、安全管理等に関するヒアリングを実施し、それらを総合的に評価して協定締結業者を選定する。

評価については、希望した対象区間毎に業者を評価し、対象区間毎に協定締結業者として決定する。なお、対象区間に希望がないなどの場合には、申請書等の提出があった業者の中で、複数区間の協定締結や、他区間への協力などの調整を行う場合がある。

(５) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

また、洪水時及び地震発生時等において担当出張所長等より要請があった場合、協定区間の河川巡視を行うものとする。なお、河川巡視を実施した場合は実績により月毎に精算支払いするものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

## 2. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度一般土木工事に係るC等級又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の申請を行っていること。  
九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和7・8年度一般土木工事に係るC等級又は維持修繕工事の一般競争(指名競争)参加資格の認定を令和7年4月1日時点において受けていること。なお、認定されていない者のした申請は、当該申請を無効とする。
- (3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 本店の所在地が八代河川国道事務所管内(八代市、人吉市、八代郡(氷川町)、葦北郡(芦北町)、球磨郡)にあること。また、希望する対象区間については、八代河川国道事務所の各出張所管内に本店の所在地があることとし、表-2のとおりとする。

(表-2) 各出張所管内における該当本店所在地

| 出張所管内 | 対象区間名         | 協定締結業者数 | 本店の所在地                                                  |
|-------|---------------|---------|---------------------------------------------------------|
| 八代    | 八代-1<br>~八代-7 | 7       | 八代市、八代郡(氷川町)、葦北郡(芦北町)、球磨郡(球磨村)                          |
| 人吉    | 人吉-1<br>~人吉-5 | 5       | 人吉市、球磨郡(球磨村、山江村、五木村、相良村、錦町、あさぎり町、湯前町、水上村、多良木町)、葦北郡(芦北町) |

- (6) 経常建設共同企業体にあつては、九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度の一般土木工事に係るC等級又は維持修繕工事の参加資格の申請の鏡の写しを添付すること。  
なお、経常建設共同企業体が令和8年3月31日まで経常建設共同企業体の解散及び各構成員の変更をしないこと。  
また、経常建設共同企業体とその構成員単体での重複参加は認めない。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 3. 基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局  
〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2  
電話：0965-32-7442(直通)  
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所  
担当：工務第一課長 及び 工務第二係長 (内線311、314)

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間：公告日から令和7年2月17日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。
- ②交付方法：八代河川国道事務所ホームページに掲載。

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間：公告日から令和7年2月17日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ②提出先：国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 工務第一課 工務第二係長 大野  
メールアドレス：[oono-m8911@mlit.go.jp](mailto:oono-m8911@mlit.go.jp)  
電話：0965-32-7442（直通）
- ③提出方法：メールにPDF ファイルを添付し提出すること。一通のメールに添付するファイル容量は20MB 未満とすることとし、提出後、電話で着信確認を行うこと。

#### 4 その他

(1) 法定外労働災害補償制度への加入について

本協定に基づき災害等に対する緊急的な工事の請負契約を取り交わす場合、その時点において施工業者等は法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があり、請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えない。

(2) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。